

內務省<sup>社</sup>編輯  
虎列刺豫防諭解

完



內務省社寺局衛生局編輯

# 虎列刺豫防諭解

社寺局出版

## 緒言

昨年虎列刺病ノ流行セル患者拾六萬餘人ニ上リ  
其内十萬餘人ハ遂ニ之レガ犠牲トナレリ人世ノ  
毒害ヲ逞ウスルモノ虎列刺ヨリ甚シキハナシ是  
時ニ當テヤ政府豫防ノ規則ヲ發シ各地方ノ官吏  
ハ百方此ニ盡カシタリト雖モ減ムラクハ細民其  
旨ヲ解セズシテ病毒ノ畏ルベキヲ知ラズ或ハ隱  
蔽忌避シ或ハ頑固不逞ニノ誠實ニ之ヲ遵奉スル  
モノ少ナキヲ以テ十分ニ豫防ノ成效ヲ見ルヲ能

虎列刺豫防諭解 緒言



ハザリキ蓋シ斯民ヲ開諭啟導シテ先ヅ其蒙ヲ發  
クニ非ザレハ如何ナル良善ノ法律規則アリト雖  
此決シテ其美果ヲ結ブテ能ハズ然シテ朝トナク  
夜トナク致々諄々戸ニ説キ家ニ諭シ遂ニ能ク其  
良心ヲ挑發シ頑ヲ解キ愚ヲ啟キ以テ斯民ヲ至慘  
ノ毒害ニ脱セシムルモノハ特ニ教導職ノ說諭ニ  
賴ラズンバアラズ我内務卿大ニ此ニ見ルアリ乃  
チ此諭解一篇ヲ草セシメ以テ其說教ニ資セント  
ス幸ニ教導職タル人能ク此誠意ヲ體シ其力ニ因  
リテ人民ヲシテ普ク傳染病ノ畏ルベキヲ知り各

自豫防ノ方法ヲ實踐シ兼テ養生自衛ノ道ヲ會得  
セシムルニ至ルヲ得バ日本全國ノ健康即チ富彊  
ヲ他日ニ企望スルヲ得ベシ而シテ其要只人民各  
自ニ己ガ一身ノ健康ヲ保護スルノ良心ヲ啟發ス  
ルノ一點ニアルノミ

明治十三年四月

内務省



虎列刺豫防の諭解

第一章

虎列刺其他傳染諸病の豫防及び制伏の事

凡人の世の中に在るものは形ある敵と形なき敵

とありて断るべし人の生活を妨げ身の健康を害し

甚しき貴とき命を奪ひ去るを絶さんとす

名に至る戦争洪水飢饉大風火災地震等を多しハ

形あるものよて人々も普く知るるいと恐る

べき大敵ありさまと此形ある敵の外更に形なき

虎列刺豫防の諭解

虎列刺



敵有りて形あるものよりを一層劇しき害をなし  
且其敵の所爲曾て人の耳目に掛らば正しと害を  
なしたる後又至るを始めて其畏るべきを知るも  
の有り此敵は是を何物あるや即ち虎列刺其他の  
傳染病あり其攻め来る鋒刃を極めて神變不測  
し如何なる所は潛不隱き如何なる所より撃ち  
出るら容易之を知り難く吾人ともの目も觸ま  
ざるゆゑ之を形なき敵と云ふあり其人間は害毒  
をなほこと形ある敵よりも實うに怖まりて畏る  
べき大敵あり

さて斯く畏るべき病敵も決して偶然に攻め来る  
て其害毒をなほものあらば来るべきを必す来る左  
けの自然の道理の何多ことと戦争飢饉洪水等其  
天然の理は因て出来たりは異ならず凡て此等の  
従害は皆それづくの道理有りて起るりのにて決  
して神佛の冥罰も非を又悪魔の所爲も非を  
若し神佛の怒ありば善を祐とる神佛の慈悲善根  
の人までも悪人共なれしとて生命を絶つる理  
も何らじ若し亦悪魔の所爲ありば人力を以て防  
ぎ得るの理ありべし

色川集古抄  
内  
方  
言



さまぞ世間ニ何ら申す事物人の目ニ觸る耳ニ觸  
 き心ニ感ずるものとしを一も天然の理ニ合はざ  
 るを亦く一事一物各箇ニ皆其道理を具ふる中に  
 人力を將て之を取除き或も變更せらるるに  
 者地震暴風淫雨の如きを如何ともする能はざ  
 きど戰爭飢饉火災傳染病の如きは放てり各自適  
 當の豫防をなし其方法を施さば此災害を免る  
 ぬとを得べし抑此等の災害も固より天然の道理  
 を變るる來るものなれば吾人ガ之を防ぎ制する  
 にも亦天然の道理ニ原き力を盡さざるべし

之を亦くしを徒らに神佛を祈り祈請するとも  
 決して免るべきものに何ら  
 さま災害を免るるは神佛の助力を仰ぐを勿論よ  
 きことなれど己も力を盡し其災害の由る來る  
 道理ニ對して充分に打ち消す方法をなすべきを  
 神佛とも加護せらるる能はざる例へて朝夕神佛ニ參  
 詣し丹精凝めて信仰をなし福德利益を祈るとも農  
 民に耕作を力め商人に冥助を怠ると  
 さま神佛も之は福利を與ふる能はざる依然として  
 貧賤の人あらべし是は其福利を獲らざるべき道理



を踐まじ一向之を神佛に祈るが故あり病人も亦その如く其快復を神佛に祈り醫藥の療養忌むとき神佛も亦此病を到底治さるる能はば病も皆一病毎に病とあるべき天然の道理即ち原因ありて發するものなれば其原因は對したる一定の常則即ち療養を施さば神佛を仰ぐを愚と謂ふべきあり

是故又人々にて其災害を免さんと思ひ先づ其災害を免るべき道理を踐まじ自身にも爲まづき事を能く力め然る上に神佛に加護を願ふが當

然る凡て信心を有する事の實は殊勝なる事なれども其信心を有する前に先令一身の手を盡き縁の信心も利益あるとまじされば今世間の一大敵に身を暴悪非道の災害を有する彼の虎列刺病を豫防をし又之を制伏するに當り神佛の加護を仰ぐと人々に盡力用心する事との亦右に陳ぶが如く天然の常理に従ひたるべし一家の福利を求むるに先づ十分に其業を力めて神佛に祈請せられ眼前に其功驗を見らば先づ第一に各自に其本分を盡して以て虎列刺病の大敵を防ぐてを力む



此虎列刺病の大敵の現在昨年無慙に我が兄弟  
 ちる十萬餘人を無罪に殺せしむる怨敵は本年よ  
 りも各自に力を盡し其克惡を免さんてを欲せ  
 るも固より同情一意に論を俟たざることを  
 せよ如何なる事に力を盡し如何なる方法を施  
 しをよと天然の道理に叶ひし之を豫防し之  
 を制伏せしむることの成るべきや此等の方を十分に  
 工夫研究するに今日吾人の最大切なる義務  
 と謂ふべし

夫の農民が米を作るに先づ苗代の仕立より莠草  
 の耘除培養の時期を十分其處理を會得せざ  
 ると秋の豊穰を獲るに能はざる虎列刺病の豫防も  
 亦その如く先づ十分に豫防する方法を會得せざ  
 るれば決して其益あることある又其害を免する  
 能はざるを一般の人民は此克暴なる虎列刺病  
 を防むの手段に尤も疎と且つを極めて拙とす  
 此大敵を防むに如何なる方法の何れやらん解  
 さいるもの多しを今其手段方法を委しく  
 次に辨説せんし人々能く此解説を會得せざ政府



より虎列刺を防ぐべき良法を施行せらるるとも  
能く其主意も分り其規則を循ひ守りて諸俱より力  
を盡し用心せらる信意も確と定まるべし政府の法  
を如何に深き仁恵の有りとする人民共其  
法を助けて之を行ねば仁政も亦用をなまじ  
耕耨と培養とに曾て力を用ひて豊穰の收納  
を神佛に禱ると同じことあるべし  
さて其手段を第一に虎列刺を豫防するに病  
の此町此村に入込ぬ様豫め用心せらるの仕方あり  
第二に既に此町内此村内に入らる後に施行

ふ仕方にて虎列刺を制伏せし法あり病の来たり  
ぬ其前に豫防をなすを入込たる後に制伏せらる  
より名勝まるるを誰々も渾て同意の筈あれを成  
丈け虎列刺の町村に入り込まぬ様注意して防禦  
をなす肝要あり家に入り込たる盗賊を捕ふ  
るを先づ盗賊の入りぬ様戸締まるに如くは  
古昔よりの金言あり

第二章

虎列刺其他の傳染病を豫防する各人の心得



の事

傳染病の町村内に入り込むとなく安全に其生計を營まんと思ひ先づ其傳染病の原因を制伏して之を除くべし凡て傳染病の原因となるべきものに四項有り其名目を左の如し

甲 空氣

乙 飲水

丙 飲食物

丁 他人との交通

以上各人の用心を怠らざれば皆右の四項の外に

洩まは其用心能く行届まを四項共に空しきに適ふとせば平常無事安全にして虎列刺流行の時と雖ども必其災害を免るべし今此四項を説き明かに問を設けて答を存せん

甲 空氣

問 吾人の呼吸する空氣を清潔ならしむるに如何なる方法を用ふべきや

空氣を清潔にする方法に左の箇條に注意をせし

第二 吾人の住居を多地所を高燥にして且清潔

第二 吾人の住居を多地所を高燥にして且清潔



ありを良とて若し其屋敷地面卑くして濕氣多  
 くと或は掃除を怠り汚芥積滞るとを家中の  
 空氣も自然に不潔とあり晝夜此惡氣の中に視  
 息せれを遂に病を生ずるに至るべし  
 第二住居の床を成るべく高くとし其下に十分  
 風を通せし地上へ直に床を設くべからん濕  
 氣何れ土地にを殊に危し  
 第三大小便所を最用心して清潔に掃除し度々  
 兩便を取除くべし久しと兩便を貯ふるときを  
 腐臭出し一種の惡氣を醸し之が爲めに家中

の空氣不潔とあるべし虎列刺病熱病等流行を  
 多ときを特に用心して掃除を怠るべし  
 第四下水溝渠を成るべく住居より遠く離るべし  
 を宜しとて其中に溜る汚水を日を経るに  
 従ひて次第に腐臭出し亦一種の惡氣を醸し  
 家中の空氣を汚れ且兩便所に異あらば故に下  
 水を通せしを軒下より二間餘を隔て、設け時  
 々之を洗ひ流し決して汚芥の溜らざる様に心  
 掛くべし但此汚水を酌み取りて兩便と共に培  
 料に用ふべし總して五穀野菜草木の培料に供

虎列刺病論  
 虎列刺病論  
 虎列刺病論



せるものハ人身にも害ありと心得べし

第五庖厨の残棄物即ち野菜の切屑煮滓灰等を

住居の接近に積り置き腐れ出さばぐりぐり

成るべく度々之を離きたる大芥溜又ハ培料の

貯場に送るべし若し止むを得ず家近

傍に積り置るとき臭氣を放つて家中に入ら

ざる様は注意せよ

第六住居の近傍床下等に常に汚水兩便等の

地中に滲込まぬ様用心をべし故に便所を作る

よを溜壺ハ陶器を用ふるを良し桶樽を永と

保ち難く程經まると朽ち腐れ汚水漏れ自づと

朝夕起臥する家の下に滲り透りて其空氣を汚

せるのあり

第七腐りて悪臭のあり魚類野菜類を家内に

蓄ふべからず又培料を貯ふる小屋を成丈住居

より遠く別離をべし

右の如く逐一に列記するときはハ只空氣を清潔

にせよ一事のそにても亦其關係の少なきらば

るを知るべし然れども人々触々空氣の不潔な

るを百病の本ありと謂ふを合點して常に用

見聞録方

二九



心の念を生ずるときは右の箇條を容易に爲し  
得べき事項に之を格別<sup>ウツク</sup>の骨を折るにも及ぶ  
又多く金錢を賞やせにも非を詰る所を只人の  
の用心<sup>ウツク</sup>を伺ふのみ今再び前に述べたる事項を  
約めて簡短に繰返し各人に合點し易<sup>ヤシ</sup>あらしむ  
るを左の如し

第一家を建るに乾きたる清潔の土地を撰  
むべし

第二床を高く張り其下に風を通せし  
第三便所の度々掃除し之を久しと蓄ふべし

第四下水の遠く住居を離し其瀦水を浚通  
すべし

第五庖厨の殘棄物を住居の近傍に置とべし

第六兩便其他の汚水を地下に滲込込を家  
の下に潜らぬ様よまべし

第七腐るたる魚類野菜を家の内に置とべし  
らば培耕小屋を遠く離しを建つべし  
乙 飲水



問平生用ふる所の飲水を清潔にせむを如何ある  
方法を用ふるべきや又水を飲むときを如何ある心  
得方を示すべきや

飲水のこと亦少しと氣を留めて用心せられど  
吾人の爲に大なる福益とあることをりなきは  
も良うぬ飲水の極めて危きものにして極悪  
性の疾も一杯の水より起るものあり其害ハ  
不潔の空氣にも劣らぬものと心得べし  
飲水を清潔にせむ方法も亦前に述べたる空氣  
を清潔にする方法と大抵異ありとあし尤取分

けり左の條件に注意せよ

第一市中或は村内を通まる河水或は渠水を一  
度沙濾にせり又を煮沸せたる後に非せまば  
之を飲むべし但河水に石山谷の間より  
密閉たる管又と樋を通しを引きたるものを其  
色透明良うぬ臭味なきもの之を飲料  
とせしむべき也  
河水の田村を通りたる  
ものも衣類の洗濯兩使の滲込其他種々の原因  
に由りて傳染病の毒種を混合するものあり故  
によとく心附け其等の原因たるものを縦令



外見ハ清淨なるものにてハ容易に飲まざる様  
用心せし

第一河水を用ひせし井水を用ふる場所其  
井の位置に注意し便所を離る、遠近及び便器  
の製造堅固にし、其中の汚汁を漏らば憂ふた  
や否を吟味せしし土中に滲込まざる兩便の汚  
汁も土層を滑りし井水に混入ること案外に容  
易なるものあり總じて土中に滲込まざるもの  
を其儘に消失せざるもの、知れ思ひを其行先を  
穿鑿せしむるも世人の常あること、土層を宛ら辭

の如くは常に其吸收せたるものを濾過せし

少しも障りなきもの故に井の近傍に汚汁を  
を忽ち井中に混入るを畏るべく慎むべし

第三井を近傍の溝下水より其汚水を滲透さ  
る様平常に注意せし故に下水を通ずるを成

る丈け井より遠くをせし又成るべく魚類等を  
井戸端にて調理へぬ様をうが宜し是を魚の洗

汁野菜の切屑など腐き出して自然に其土中に  
滲入る井水を汚さず故ありまば井を油断不

と心附けて之を監護ふて寶物重器を秘藏する



が如く止し等閑にせるときと此の罅隙より  
悪物竄入して人の生命をも取るに至るものな

第四井を時々之を汲み干しを十分に浚ひ浄め  
井欄の木材朽腐るときを速に修繕を加ふべし  
資財ある人を煉瓦或ハセメントを用ひて井欄  
を築くを良しと一時を高價の如くふきども長  
き月日を経まじ却て大に經濟にあるなり  
第五水を岩石多き山より湧き出るものを尤清  
潔ありしに故に斯る水を密閉たる管或ハ桶を

引きて町村に導きてを得まじ第一の良法あり  
まきども蓋のなき堀切渠又を樋を引くを宜  
しあらば蓋又井水を用ふるときを先づ其水  
の性質を吟味せしめ井水地所及び人口稠密な  
る場所よりを尚更の事あり丘阜及び高燥の地  
を其地内の便所下水を遠く離れたる井戸を  
ば其水も亦善良なるを常に用ふる若し其土地の人  
は下飲水の善悪に疑念あるときを府縣の衛生  
課に申立て之が吟味を受くべし  
第六水の黄色あるもの灰白色あるものを飲む



良うぬ臭氣或を鹹味を帯びたる水の飲むべ

水中に小蟲或を有機物より生じたる黄色の

游埃おど混るときは飲むべからざる

第七虎列刺室扶私痢病等の患者の吐下物を芥

溜便所（近井）に捨つづらば直ぐに土層を

潜りて井水に混り大害をなすものあり

第八豚牛馬等家畜の小屋を井の近傍に設くべ

丙 飲食物

閑飲食物の注意を如何し其宜しきを得べきや

我邦の人の日常飲食する物料の性質を吟味せ

ざるもの多し是を宜しからざる風習に苟且

にも自己の命を重んじ傳染病流行等の時ある

に方して其害を避けんとしり飲食物の善惡

に必を審りに吟味せざるべからざる人體の臟腑

と血液とを惡き食物に遇へば至極なるまじりの

にして如何なる強の勇士なりとも一口の飲

食より病を起し死を來る程の害を受くるも

乙卯川原方...



のなり就中日を経て腐る魚經日の鰻蟹牡蠣貝類などの最も危し殊更炎暑の時候暖氣の土地等にてその如き貝類鰻類の新鮮うらさる名のを食して即日大病を發するを屢多し此他通常の魚類にてる日を経たるものハ霍亂を起す有り慎む警めざるべし今左に飲食に付き用心の要領を列記せんべし  
 第一死魚の悪き臭ある腐るものハ食ふべからず  
 第二干魚の悪き臭あるもの黴を生じたるもの腐るもの蟲を生じたるものを食ふべからず  
 第三鹽魚の軟に―を豆腐子觸るゝが如きもの悪き臭又一種鼻を撲つ臭氣あるものを食ふべからず  
 第四牛肉其他の獸肉類を其獸の無病にて其肉の新鮮しきものにあらずば食ふべからず若

魚類の魚ハ成るべし食すぬを良し  
 第二干魚の悪き臭あるもの黴を生じたるもの腐るもの蟲を生じたるものを食ふべからず  
 第三鹽魚の軟に―を豆腐子觸るゝが如きもの悪き臭又一種鼻を撲つ臭氣あるものを食ふべからず  
 第四牛肉其他の獸肉類を其獸の無病にて其肉の新鮮しきものにあらずば食ふべからず若



し其肉腐りたり又と病にたり肉を吐下  
 或口熱病を起すこと何多故甚を危るきそのを  
 凡至肉類の悪臭を放ち紫黒色或を蒼白色を  
 現すはものを食料に適せざるものと知るべし  
 第五熟せず果實又は腐りかゝりたる果實を  
 食ふべからず  
 第六微を生じ或ハ腐りたる蔬菜を食ふべから  
 ず  
 第七微を生じ又ハ鍋かゝりたる米飯を食ふべ  
 からず

第八腐りたる酒酢醬油等及び酒類の質造物を  
 用ふべからず

第九總ト日常の飲食物を十分に心附け力め  
 て清潔にし時々微を生せざる悪臭を放たざ  
 り腐りかゝらざるを注意せしむ

第十夏秋炎暑の時候に在りて多分に生物を喫  
 ふべからず下痢の常習ある人を尤用心せしむ  
 總て虎列刺病流行のときを假令新鮮美良の食  
 物なりとも十分飽食せしむべからず始終節度に  
 止らし大酒をこよよしむべし



丁 他人との交通

問 人々各自の交通ハ如何ある注意を要すべき也  
 第一 凡そ劇場料理店寺院旅店其他職工場製作  
 場鑛業場等にて衆多の人の羣聚せる場所を各  
 人成るべくハ暫時其場を出て新鮮なる空氣を  
 適宜に吸ふ様をせしむべし呼出したる空氣を  
 直に復た吸入むことを極めて大害に在り且つ  
 皮膚より蒸發せる氣を吸入む亦害有る故に  
 久しと一處に集居るを宜しからず殊に右等  
 の場所にては飲食を節にし且つ疲れたる飲酒

等を戒むべし

第三 人力車夫の疾走度外に久しきに過ぐるを  
 宜しからず人身の心臓肺臓ハ其結構決して此  
 様なる劇しき勞動に堪ふべきもの非を一  
 日に十里以上の踏を疾走るときの害ありと知る  
 べし

第三 婦人小童を職工場製作場等にて餘り度

過ぎたる勞役を有するを宜しとす且つ此等  
 の場にては新鮮しき空氣善良なる飲水及び相  
 當なる滋養品を受用せしむべし



第四埋葬場火葬場へ成る丈け人家を離る所  
に在る様にせし  
第五市街道路の掃除に注意して斷を以清潔よ

以上(甲)(乙)(丙)(丁)の四項を分ち各人にて虎列刺及び  
其他の傳染病を豫防する爲めに平常注意せしむべき  
要件を略説せり

今其等の患病既に町村に侵入する後にて於て  
之を制伏すべき方法を次に説き明さん

第三章

虎列刺其他の傳染諸病を制伏する人民各自  
の心得の事

虎列刺その他の傳染病其町村に入呈込むときを  
其町村の衛生委員にて郡區長戸長に力を協せ豫  
防消毒の事を世話するべし  
其世話をせしむべき廉々の概要を知り且各自の心  
得方を豫て定め置き置かず  
自と事情の隔を生じ或は其世話を疑ひ不都合  
の事多し



虎列刺流行の時節に若し吐瀉をとりて虎列刺にまがらひしき病にかゝりたらば直に衛生委員に届出で醫師は左のみを療治せしめし隠蔽しそをまゝの手當をもちまざるゆゑ手後きとありて一人の命を失ふものなるは一町一村に即ちありて數千人の難儀ともなるありさきを隠蔽せしむるに其筋へ届出づることを豫防第一の肝要にて若し一人の隠蔽なきを町村内百般の骨折を皆水泡とすものあり昨年なども皆隠蔽より俄に傳染し一郡一國に蔓延し救ふべからざる勢にな

る多し能く心得べきことをありて其隠蔽をせしむる所以を原るに多と各自の誤解に出るものにして就中避病院に入るを畏るるにあまり因て今避病院の取扱と其道理とを委敷説きて人々の惑を散まへし虎列刺の病毒と其吐瀉物の中にありて速に傳染するものゆゑ一人の病者ありて其同室に家族も起臥せしむる間に一家内残らば病に移り染む血統を絶えに至るべしと病者ハ必を病間を定め看病人を取極め用なき家族を其病間に安んじ



立入らざる様になし又其吐瀉物にて充分に消毒  
し手落あき様にせざるが一家の豫防にて此二項  
の目的を盡しなば外に豫防ハなきをありさきど  
も其家貧窮は看病も主人も老又看病をな  
はときを其日の稼に差支へ或を老人小供をとり  
にて手當も届うべ又ハ人数多き一を間敷少なき  
昔杯を所詮前の二項を充分仕遂ぐる事能はば  
此等の人の心にとりたれ善き看病人の所をたら  
ば介抱も届まつらん好き病室の有りたらば家族  
にも遣らまじと思えぬ者をたつべし又旅籠屋

に泊り學校製作場杯に寄宿し身寄朋友等の引  
取人なき者と其家の迷惑とあり業體にも差響き  
本人の身に存りて如何計敷居らつらく思ふべ  
と又を病人の途中に不發病したる其時を世話を  
する人もあつたべしかゝる者の爲に避病院を取建  
て其難儀を救ひ親切に世話せよとて設けらるる  
規則なきを此等の人を願ひて入院をなすべ  
き苦ありすを兎角に忌と嫌ひ取留らざる妄説  
に惑ふを謂きなきことにて其身の勿論家族まで  
誘ふて殺す者と謂ふべし入院せれば療治も出来



又消毒も行届き家族に遷る虞も亦殊更店商家  
 に入院したる其後  
 に衛生委員の指圖を受け其家に消毒する時を其  
 商賣も許さるべし故に避病院に入ることと其身  
 の為め又家族の為め又經濟の爲めと知るべし  
 備避病院の取扱の如何あることをなほり全くと  
 きを知らざれば只管浮説を信用をし入院を嫌ふ  
 者多し依りて今其取扱方の大略を左に示さるべし  
 一 避病院にては病者一人毎に清淨の寐床蚊帳等  
 何り病室の通例四疊敷に覺人の規則にて病者

多き時にても一人二疊敷より減せざるをよし  
 一 醫師を院中に詰め切り時々見廻り懇切に療  
 治せらるべし

一 看病人を晝夜付き居りて親切に介抱せし吐瀉  
 物々一人毎に備へたる器に取らる其都度消毒  
 を行ふあり

一 輕症の病者と重症の病者とを病室を區別し快  
 方に赴くときを復た別室に移さる

一 家族にても看病をなさんてを望む時を必だ速に  
 許容さるべし尤常に院中に寄宿するとも安に



出入を多しを許さざるべし

一 近親にて見舞の爲め對面を望む時を許さざるべし

し尤出院の節ハ消毒を行ふべし

一 病者全快せられ消毒を行ひ出院を許さざるべし

一 病者輕症より重症に變ぢる時を家族に通知すべし

るべし

一 病者死亡する時を別に設けたる清淨の室に移し

し入を速に其由の通知せらるべし且つ家族を喚

寄せ其死體を示さるべし尤遅參する時ハ消毒

毒等の後を以て先づ其死體を取片付らるべし

べし

一 死體ハ丁寧に取扱をれ充分消毒して入棺せし

め夫より埋火葬場に送らるべし

右の如く避病院の取扱を決し其粗略をらざるべし

の有りさまは自宅にて療養の届ぬ者を速に其

病人を避病院に送るを良と爲然るとし其病人の

療活看病も十分に行届き且つ他人に傳染せざる

二つの益あり昨年の流行にも一家に一人の病者

ありて次第々に傳染し遂に一家残らば死絶え

或ハ一人の小兒を存し或ハ一人の老人を殘す等



實に慘らしき状況にて言ふに忍びざるもの少な  
うらむさまを一家の主人たるもの家内の此病  
に傳染せざる様に注意せよ固より其職分義務  
に若し其主人にて病人を引分ることをよく又  
を其吐瀉物の消毒に注意せざることを持て其家  
内を安全に保護し得ざるものあらば一町一村之  
を爲めに無量の災難を受くるなるべし  
各人能く心を平にし右の道理を會得されば避  
病院に對し不平を訴へ又の粗暴ある舉動をお  
まづりらざるを何人にも能く合點し得らる

へきあり  
避病院の右の有様を決定し恐るべきものには何  
ら自家治療の届うぬとおもふもの願ふも入  
院治療をへきものありゆして譯ふと忌嫌ひる病  
の松木里方々をも隠蔽し吾人の難儀を見るに不  
了簡の限りと謂ふべし  
又鹿列刺流行の時を政府ハ勿論町村の衛生委員  
にて如何程に豫防消毒の世話あるとも其地子住  
居の人々にて病敵を退治する念慮をけきを決し  
て其効あるものあらば故に人々皆其心得あり



流行の時々其心得たる丈の事を一家々々に行ひ  
守らざるべし人々にて之を等閑と怠ると  
を神佛も加護し給はずべし  
各人は皆虎列刺の原因となり  
き種を消滅せしめ力を盡し今其病毒を消滅せ  
べき方法を次に列記さん

第一各人皆清浄と云ふを忘るべからず  
を勿論衣服住居下水便所芥溜等處を都て清潔  
にし  
なり動物類の腐るものも病毒に第一の培

料にして不潔物を以て養ふときを非常に蕃殖

るものと知らんし

第二各人皆適度を守り何事も其度を過さべ

からば殊に飲食を務めて節少にし暴食をせ

べからば日常職業と云ふ仕事なりとも度外に

勉強せざるべし

腐るたる死魚を食ふべからば黴を生じ或を蟲

付たる食物を用ふべからば夏日を貝類牡蠣類

及び鰕類を食ふべからば良し不熟或は腐りたる

る菓物を食ふべからば日を経たる獸肉を食ふ



つづら

都て日常の食物を其料理に念入を疑ひしき食物を務めて喰ひざる様にせし

第三各人飲水に注意せし若し少しにて濁

り或を臭氣ある味の良からぬときハ決

して其水を飲むべし鹿列刺町村内に入り

込むとたを必す一旦其水を沙濾にし煮沸し

後飲むべし町村の人家ある場所を通りたる河

水の容易に飲むべし又淺き井戸の水を飲

むべし近邊に便所或は下水ありとまを多

くを汚汁滲透し其井戸の不潔と考ふるもの

有り若し町村内一般の飲水に付き不安心の事

所らハ衛生委員に依頼して其世話を請ふべし

第四各人注意し其便所より汚汁の漏らぬ様

に心付け屢々之を斟取し十分に其跡を掃除

せし

第五下水溜を屢々斟取して田畠に送るべし

第六各人止むを得ざる事にあらざれば無益ナ

虎列刺病者に直接き及び病者何れに立入る

べし且つ成るべく安に他家の便所上ら

町内各戸  
二十五  
町内各戸



ざる様注意を良し

第七 各人常に「ラネル」或は絞派織の腹帯を巻

き、夜中も成るべく之を解くべからば炎暑

の時に裸體又ハ兩戸を開け放ちて眠るべから

ば晝夜温度の不平均に感ぜるときを劇しき腸

加答兒を起すことあり慎むべし

第八 下痢の兆あるときを決して生物又を消化

所しき物を食ふべからば粥或は葛湯等を用ふ

るを良し若し下痢を發せらば其を警察分署

或は町村役場等に備へたる藥を用ひ直に醫師

を頼むべし

第九 右の如く注意用心を多の後虎列刺病尚ホ

其家に侵入るるときを取敢て其筋へ届

け出を先づ健康ある人を引分け看病人の外を

病人に近づかしむべからば其吐下したるもの

又之に汚穢をたるとハ決して之を便所往

来下水芥溜田圃溝川等に棄つべからば一多ハ

之を等閑にすやまを一人の不注意より數千

萬人を殺すに至るものにて豫防中の第一に肝

要とする所なり現に昨年も虎列刺病者の汗穢



物を川上に投棄して又を洗濯したる為め直に其  
 川下に住居せる村々に傳布り或は病毒に觸れ  
 たる衣服敷物等を消毒せしめて再び用ひ又を  
 遺物を一切貫受け之が爲めに感染しを死せる  
 者其例少からば總じて虎列刺病の大流行とす  
 るを大抵此等の事より起るものにて虎列刺毒  
 を之を汗物に混ざれど直に殖延する一滴の吐  
 瀉物も瞬間に幾千萬とあり八方に蔓延ること  
 實に畏るべきものありまきど吐瀉物の取扱を  
 豫め相當の器を用意し之に消毒薬二三合を入

を置き病者の吐瀉する度之に受け屋外に持出  
 し桶或は壺等に移し其器を都度々々稀薄石炭  
 酸水にて洗ひ又前の如く消毒薬を入用供  
 ぶべしまた桶或は壺に移したるもの充分に  
 消毒薬を注ぎ蓋を本して溜め置き一定の場所  
 に運び焼棄つべし焼棄の法を其場所の相當の  
 穴を掘り其中に灰或は石灰を撒き乾きたる藁  
 枯草落葉鉋屑鋸屑等に石炭油を灌ぎて穴の底  
 に入き其上に汚穢物を投込み再び藁枯草等を  
 覆ひ火を點して焼棄つべし火勢減るまで更に

虎列刺の毒  
 二七  
 内務省



油を注ぎて搔交せ全くと焼盡して灰燼とする様  
にせし又病人の通ひたる便所を消毒薬を注  
ぎ斟取至る前の如く焼棄て其跡をよく掃  
除し其他病者の吐瀉物を投入するに考き便所  
とも同じく防臭薬を灌ぐべし木綿切衣服夜具  
等總て病人に觸れて汚れたるものを決して健  
康なる人に觸れしめば充分に消毒法を行ひ襦  
袢手拭等價の貴うらざるもの又を口を拭ひ  
る紙屑涎の滌るたる枕紙などまでも取落なく  
都て燒棄るを良とす僅の品を惜まて燒棄るべ

之を爲め其毒に感じ發病して死したる者往々  
所を慎むべき事なり若し燒く能はざるものハ  
消毒水中に入き煮沸せると一時間に一々後水  
石鹼にて丁寧に洗濯し清水を灌ぎて乾くはべ  
し若し其家に消毒薬をせと友を直に近邊の警  
察分署又は町村役場に抵りて消毒薬を乞ひ其  
用に備ふべし總て右の消毒法を病家にてを理  
會せざる人も有り兎角行届ぬものゆゑ衛生  
委員又を醫師の指圖に従ひて丁寧注意せしめ  
し消毒薬并に吐瀉物の取捨等を委員にて夫々



の取計あり等なり

第十若し病者療養届うべしを死にしなる時を  
早速衛生委員に告知らせ其死屍を消毒法を行  
ひ速に入棺せしめをよしや又死屍を成る丈  
火葬にせらば良し其故を埋葬にては如何程に  
消毒せらばとも其屍の腐るに随ひ自づと地中に  
滲透し或は川水井戸等に流せ込み再び害  
を萌せし火葬を其毒を焼拂ひ全と清浄とな  
るものあり但し従來の慣習にて之を好まぬ者  
も多し望しよ望し一時を火葬禁止の令も出でた

望し元來清浄にして事に害なく且を葬地に

便利ありよ望し終に其禁をも解あせしふきど殊  
に傳染病に死したる遺骸の如きを人の爲に  
も我爲にも火葬にせしめをふせしけさせしふ  
ととも汚きたる身體を淨め茶毘の烟とあはせ  
て往古の天皇后妃を始り皆行をせ給つる法に  
て決して賤むべきものなり高間の原も蓮の  
臺も皆清浄と聞えうらと惡しき病の屍を持左  
を神も佛も嫌ひ給せん殊更埋葬を望む時を勝  
手の所一葬し難く又改革せらるるも決して成ら



規則なきと燒きたる後の遺骨なきを先祖の墓地に持来り夫婦同穴に葬むる事も都て望の儘あるべし

此虎列刺病を劇しき症に至りては如何なる名醫にても容易に治し得べきもの非に大抵世界の例證を擧ぐまを百人虎列刺に罹るときを五十人を必以治せんが程の悪病あり其上に此病を人に傳染する一種の毒ありて人よりに傳ふるものなきぞ人々十分の力を極めて病人を健康ある人とを引分け其傳染を防ぐに盡

カセざるべからば今一人の病者何らんに家内残り其枕頭を取巻き病人に取付き其吐瀉物の消毒法燒棄等の事を等閑にせんときを忍び一家に感深して先祖の血統をも絶えんとす昨年の例に照らしを明の有り  
以上虎列刺病につき豫防制伏の解説を全國町村の人々にてよく會得信用し之を實地に施す此兇毒なる悪病を必以刺制する目的を達し  
昨年の慘らしき状況を再び今年に見るなどの憂なきを復た疑もあらざるべしと各人の力む

虎列刺病方



虎列刺線防の諭解終  
 べき前の件々を皆其本分の義務にして即ち自己  
 の身を安全に保つべき實益あるものにて各人己  
 身と我身を棄て自ら注意あるを本けきを繼令政  
 府の力にも又神佛の力にも決して保護あること  
 能はば  
 各人能く正直に此諭解の箇條に注意し之を守  
 り一人々々の無事安全を祈るべし一人安全を全  
 ぞ家内も町内村内も安全にして天下も太平なり  
 と知るべし

明治十三年四月十二日出版届

内務省

社寺局



